

鴨川「ヌートリア」監視・巡回啓発事業について

京 都 府 文 化 環 境 部
自 然 環 境 保 全 課

鴨川のヌートリアについては、平成23年頃から生息数が拡大し、鴨川本来の生態系への影響が懸念されています。専門家からは府民・観光客などの安易なエサやりが繁殖の要因の一つと指摘されており、府においても警告看板の設置や啓発動画の配信等でエサやり防止対策を行ってきましたが、今般、更に対策を進めるため、下記のとおり自然保護団体と連携し「エサやり防止パトロール」を実施することとしました。

記

1 事業委託先

日本野鳥の会京都支部〔支部長 石川順一（京都市右京区）〕
〔野鳥の会が実施している野鳥保護パトロールに今回業務の追加を協力要請したもの〕

2 事業内容

- (1) 餌やり行為者等に対する啓発、指導等、広報物配布等の実施
- (2) 今後の対策のための基礎データ収集〔目視により生息域・生息数を把握等〕

○巡回範囲：北山大橋から五条大橋に至る河川敷内及びその周辺

○巡回回数：平成25年7月5日（金）～10月5日（金）の間

約3ヶ月間内に週2回程度、25日実施。この間の成果等を検証し、今後の対策方法等を検討。

※ 巡回日、時間については、天候や河川状況等を見ながら調整して決定。

○実施方法：河川敷乗入許可車両により巡視。車両にエサやり防止を明示して巡回するとともに、餌やり行為者等には配布物等によりエサやり禁止を啓発。

○連携体制：餌やり行為者等とのトラブルも考えられることから、京都土木事務所、河川課等とも連携して実施。

3 参考

○京都府内生息状況：平成19年度調査時点で北中部の市町中心に、京都市内でも確認

○鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲数（狩猟除く）

平成24年度 120頭（京都・乙訓地区41頭）

○外来生物法に基づく防除

平成24年11月府及び関係市町において防除計画策定（現在8市町策定）

ヌートリアに餌を与えないでください

エサをあげるとドンドン増えて、鴨川の生態系を壊します。



パンを食べるヌートリア



鴨川の植物を食べるヌートリア

特定外来生物

ヌートリアとは・・・

南アメリカ原産の大型ネズミです。
草食で、鴨川の植物を食べ尽くしてしまいます。
二枚貝も食べることが分かっています。
河原に巣を作る鳥や、二枚貝に産卵する魚にも影響が出ます。
外来生物法で特定外来生物の飼養は禁止されており、
餌やり行為はそれに抵触する恐れがあります。

ヌートリアに餌を与えないでください

ヌートリアは外来生物法で農作物や自然環境に大きな被害を与える
侵略的な外来生物(特定外来生物)に指定されています

げっ歯目ヌートリア科(巨大ネズミ)で南アメリカ原産。
エサを与えることで爆発的に繁殖します。
増えた個体が農作物に食害等の被害を与えるほか、
鴨川に昔から棲んでいた生き物が追いやられ、絶滅
する可能性があります。また、エサやりの際に噛まれ
た例もあり、ケガや感染症の恐れもあり大変危険です。



外来生物法:

特定外来生物による生態系等への被害防止を目的とした法律。飼養は禁止されており、エサやり行為はそれに抵触する恐れがあります。